

令和 8 年 8 月 3 1 日

○規則

小田原市財務規則の一部を改正する規則

小田原市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 4 0 号

小田原市財務規則の一部を改正する規則

小田原市財務規則（昭和 3 9 年小田原市規則第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 4 3 条第 1 項中「郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成 1 7 年法律第 9 7 号）第 9 4 条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。）にあつては」を「株式会社ゆうちょ銀行（以下「ゆうちょ銀行」という。）にあつては、」に改める。

第 4 4 条（見出しを含む。）及び第 5 4 条第 1 項中「郵便貯金銀行」を「ゆうちょ銀行」に改める。

第 1 0 6 条第 1 項中「預金現在額証明書」の次に「その他預金残高を証する書類」を加える。

附 則

この規則は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。